

電力貯蔵用蓄電池設備 認定関係手数料規程

令和 7 年 7 月 31 日制定

令和 7 年 8 月 7 日改定

令和 8 年 10 月 1 日改定

リチウムイオン蓄電池設備 認定関係手数料規程

電力貯蔵用蓄電池設備認定規約第 17 条の規定に基づき、型式認定に係る各種手数料を次のとおり定める。なお、記載する金額には、消費税は含まれない。

(基本事項)

- 第 1 条 申込の内容に応じて、基本料、実費及びその他費用を合算した金額を、認定手数料として製造者に請求する。なお、申込前の事前相談については、原則として、手数料は発生しない。
- 2 基本料とは、申込の内容に応じた標準処理日数に、労務単価及び労務人数を乗じた人件費をいう。
- 3 実費とは、次による。
- ・ 品質管理審査及び物品審査の立会審査に係る交通費及び宿泊費等。なお、詳細は協会が別に定める旅費規程による。
 - ・ 製造者との打合せ等に係る交通費及び宿泊費等。
 - ・ 委員会及び審査会等運営費（会議室借用料、委員謝礼金・旅費、お茶代等を含む）
- 4 その他費用とは、次による。
- ・ 認定銘板等の製作費（固定費：4,300 円／枚、諸手続き含む）及び送料（固定費：1,000 円／箱、諸手続き含む）
 - ・ 標準処理日数を 10%超過した場合、標準処理日数を超過した日数全てに労務単価及び労務人員を乗じた金額とする。なお、超過した日数とは、実稼働した日数をいう。

(標準処理日数)

- 第 2 条 第 1 条第 2 項で定める標準処理日数は、次による。なお、以下に定めのないものは、原則として、実稼働日数とする。

表 1 標準処理日数

種類	標準処理日数	標準審査期間
新規 (審査省略が一切ないもの)	30 日	6 か月
更新	15 日	3 か月
認定銘板等交付申請	3 日	2 週間程度

〔備考〕 標準審査期間とは、申込書類の受理から最終審査までの期間。

また、表 1 を補足するものとして、図 1 に必要とする日数及び期間の根拠を示す。

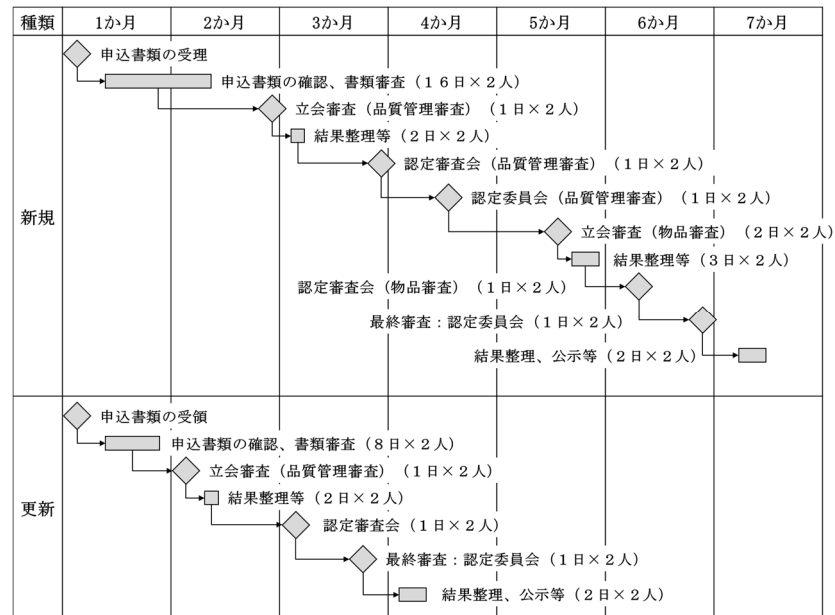


図 1 型式認定における必要日数

(労務単価及び労務人数)

第 3 条 第 1 条第 2 項で定める労務単価は、29,000 円／日・人とする。

2 第 1 条第 2 項で定める労務人数は、次による。

- ・ 机上業務（書類審査を含む）は、協会の職員 2 名とする。
- ・ 立会審査については、新規の型式認定の場合は協会の職員 2 名とし、更新時は同 1 名とする。
- ・ 上記以外は、原則として、実稼働人数とする。

(委員会等運営費)

第 4 条 第 1 条第 3 項で定める運営費のうち会議室借用料については、外部会議室を借用する場合に発生するものであり、原則として協会近隣の貸会議室を選定する。なお、お茶代については、外部貸会議室の定めに準ずるか、協会にて手配するものとする。

2 第 1 条第 3 項で定める運営費のうち委員謝礼金・旅費については、協会が定める「認定・推奨委員会の委員謝礼金・旅費の支払い要領」に基づく。

(発生する手数料の例)

第 5 条 第 1 条に定める手数料の例を、次に示す。

(1) 新規の型式認定を申込む場合

・ 基本料

人件費：

$30 \text{ 日} \times 2 \text{ 人} \times 29,000 \text{ 円/日} \cdot \text{人}$

・ 実費

(工場が大阪府の場合で、審査日数が合計 3 日の場合)

交通費：有楽町～新大阪 (片道 13,382 円) $\times$ 往復 + 在来線利用料

宿泊費：12,728 円/泊 $\times$ 3 泊

(委員会運営費について、会議室借用料なし、委員旅費無しの場合)

謝礼金：委員長 11,000 円 $\times$ 2 回 + 委員 5,500 円 $\times$ 2 回 $\times$ 10 人

・ その他費用

なし

合計：1,740,000 + 実費 円 (税抜き)

(2) 認定銘板等交付申請の場合 (盤面数 3 面の場合)

・ 基本料

$3 \text{ 日} \times 2 \text{ 人} \times 29,000 \text{ 円/日} \cdot \text{人}$

・ 実費

なし

・ その他費用

銘板等製作費：4,300 円/枚 $\times$ 3 枚 = 12,900 円

送料：1,000 円/箱 $\times$ 1 箱 = 1,000 円

合計：187,900 円 (税抜き)

(一部変更や審査省略等に係る手数料の扱い)

第 6 条 一部変更申込に係る型式認定、各審査の省略を伴う型式認定、再審査に係る型式認定の手料は、次による。

(1) 基本料

実稼働日数に、第 3 条で定める労務単価及び労務人数を乗じた金額とする。

(2) 実費

第 1 条第 3 項による。

(3) その他費用

製造者と協会の協議による。

- 2 書類のみで確認可能な各手続きは、実稼働が 6 人日以内に限り基本料を請求しない。
- 3 各型式認定の事前相談は、原則として、手数料は発生しない。

(認定手数料の請求)

第7条 協会は、最終審査から30日以内に、インボイス対応の請求書により、認定手数料を製造者へ請求する。製造者は、請求書を受領した月の翌月末に、協会の指定口座へ入金する。

2 製造者は、認定手数料に疑義がある場合、協会の請求書発行日から10日以内に、その旨を協会へ申出ること。

3 請求書へ添付する内訳書は、次のとおり。

電力貯蔵用蓄電池設備型式認定に係る認定手数料の内訳				
請求金額：X,XXX,XXX 円（税込み）				
種別	単価（円）	数量（人日）	小計	小計
1. 基本料（人件費）				A,AAA,AAA
人件費	29,000	60	1,740,000	
2. 実費				BBB,BBB
交通費 （有楽町～〇〇）				
宿泊費				
委員会運営費				
3. その他費用				CC,CCC
追加工件費				
認定銘板等交付費				
4. 消費税（ $(1+2+3) \times 0.10$ ）				DDD,DDD
合計				X,XXX,XXX

(各単価の根拠)

第8条 第1条第4項で定める認定銘板等の製作費及び送料に係る単価の詳細は、次による。

(1) 認定銘板等の製作費においては、認定銘板代 1,700 円/枚、文字彫刻代 1,050 円/枚、穴プレス代 50 円/枚、注意ラベル 1,500 円/枚とする。

2 第3条第1項で定める労務単価の詳細は、次による。

(1) 労務単価の算定にあたっては、令和7年人事院勧告における令和7年国家公務員給与等実態調査の調査結果詳細（以下「調査資料」という。）及び国家公務員の諸手当の概要（以下「諸手当資料」という。）を準用し、協会の実態を踏まえつつ、月額俸給に月額諸手当を加算した金額から、日額を算定する。

(2) 月額俸給は、調査資料の第4表を準用し、認定に従事する協会職員の学歴及び経験年数を適用する。

第4表 行政職俸給表(一)の経験年数階層別、給与決定上の学歴別人員及び平均俸給額

(令和7年国家公務員給与等実態調査)

学歴 区分 経験年数階層	大 学 卒		高 校 卒	
	人 員	平均俸給額	人 員	平均俸給額
	人	円	人	円
計	89,012	329,432	40,610	341,511
1年未満	3,393	225,481	1,039	193,236
1年以上 2年未満	3,535	230,153	990	200,847
2年以上 3年未満	3,424	235,416	891	205,682
3年以上 5年未満	6,934	245,625	1,742	216,777
5年以上 7年未満	6,191	257,868	1,323	228,052
7年以上 10年未満	8,178	274,813	1,705	242,878
10年以上 15年未満	9,653	303,332	1,584	264,048
15年以上 20年未満	10,164	347,635	2,050	294,202
20年以上 25年未満	12,981	380,306	3,119	328,530
25年以上 30年未満	12,325	401,847	4,352	362,789
30年以上 35年未満	9,837	411,576	10,586	385,456
35年以上	2,397	413,873	11,229	399,600

(注) 人員及び平均俸給額は令和7年4月1日現在のものであるが、経験年数階層の分類は同年1月15日現在の経験年数(端数切捨て)としている。

2人の平均値として、月額俸給は、363,076円/人・月とする。

(3) 月額諸手当は、諸手当資料における扶養手当、住居手当、通勤手当、地域手当、俸給の特別調整額（管理又は監督の地位にある職員へ支給されるもの）、本府省業務調整手当（本府省の業務に従事する行(一)他に支給されるもので特別調整額支給者を除く）とする。

(ア) 扶養手当は、調査資料第5表を準拠し、注釈の平均手当月額 24,976 円とする。

(イ) 住居手当は、調査資料第11表を準拠し、1級地の平均手当月額 27,707 円とする。

(ウ) 通勤手当は、調査資料第12表を準拠し、1級地の平均手当月額 15,594 円とする。

なお、交通用具については適用しない。

(エ) 地域手当は、調査資料第9表を準拠し、1級地の平均手当月額 76,514 円とする。

(オ) 俸給の特別調整額は、諸手当資料における当該箇所の「本省府・課長」を準拠し、手当月額 130,000 円とする。

(カ) 本府省業務調整手当は、諸手当資料における当該箇所の「本省府・係長」を準拠し、手当月額 24,100 円とする。

(4) (2)及び(3)より、労務単価を 29,000 円／人・日とする。

(計算過程)

$$363,076 + 24,976 + 27,707 + 15,594 + 76,514 + (130,000 / 2) + (24,100 / 2) \\ = 584,917 \quad (\text{円／人・月})$$

2026 年度における年間平日日数は 239 日（月平均 19.92 日）であることから

$$584,917 / 19.92 = 29,363.3 \quad (\text{円／人・日})$$

端数処理のうえ、29,000 円（円／人・日）とする。

改定履歴：

令和 7 年 8 月 7 日: 令和 7 年人事院勧告に基づき労務単価を見直した。

令和 8 年 10 月 1 日: 令和 8 年人事院勧告に基づき労務単価を見直した。